



報道機関 各位

記者発表資料

令和4年5月13日（金）

問い合わせ先：子育て支援政策課

課長：竹澤

担当：佐藤、滝野

電話：829-1273

内線：3000

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴い、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

1 支給対象者（①～⑥のいずれかに該当する方）

・低所得のひとり親世帯

①令和4年4月分の児童扶養手当受給者

②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となる方

・その他低所得の子育て世帯

④令和4年度の児童手当受給者で、令和4年度住民税が非課税の方

⑤高校生のみを養育する方などで、令和4年度住民税が非課税の方

⑥家計が急変し、収入が住民税非課税と同じ水準となる方

2 対象児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合、20歳未満）

3 給付額

対象児童1人当たり5万円

4 支給時期

「1 支給対象者」① 令和4年5月31日（火）（申請不要）

「1 支給対象者」②～⑥ 令和4年6月以降に随時支給

5 子育て世帯生活支援特別給付金に関する問い合わせ

子育て支援政策課 給付金担当

電話 829-1273

FAX 829-1960

なお、詳細が決まりましたら、市ホームページでお知らせします。

<https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/013/005/p080678.html>